○群馬県農業近代化資金事務取扱要領

農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の事務取扱については、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「施行令」という。）、群馬県農業近代化資金融通措置条例（昭和36年群馬県条例第71号。以下「条例」という。）、群馬県農業経営改善関係資金基本要綱（平成19年５月１日付け農経第202－４号群馬県理事通知。以下「県基本要綱」という。）及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年４月１日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第１　定義

１　貸付対象者

(1) 農業経営高度化資金(以下「高度化資金」という。)

高度化資金の貸付対象者は、農業(畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。)を営む者であって次に掲げる者(以下「地域計画農業者等」という。)とする。

ア　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第３項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者

イ　１年以内に目標地図に位置付けられることが確実な者として市町村から証明を受けた者

ウ　次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(ｱ)から(ｳ)まで及び(ｵ)に掲げる要件を満たす者を含む。）

(ｱ)　次のいずれかの事由により、目標地図に位置付けられないことに合理的な理由があること。

①　耕種農業以外の農業を営んでいること

②　農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地を含む。）を利用せずに耕種農業を営んでいること

③　その他、①又は②に相当する事由があること

(ｲ)　農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。

(ｳ)　主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法第２条第３項第２号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

(ｴ)　個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

(ｵ)　簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

(2) 一般資金

一般資金の貸付対象者は、農業を営む者であって次に掲げる者（地域計画農業者等を除く。）とする。

ア　次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ｱ) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の５に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第３条第１項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

(ｲ) 前記(ｱ)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ　認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法第 14 条の５第１項に規定する認定就農者

ウ　(1)のウの(ｲ)から(ｵ)までに掲げる要件の全てを満たす農業者(農業サービス事業体であって、(1)のウの(ｲ)、(ｳ)及び(ｵ)に掲げる要件を満たす者を含む。)

エ　農業参入法人

原則として５年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を２期終えていないものに限る。）

オ　地域計画農業者等並びにアの(ｱ)、イ及びウに掲げる者の経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者　（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

カ　次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ｱ) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

①　代表者、代表権の範囲その他ａに掲げる事項についてｂに掲げる基準に従った規約を有していること

ａ　事項

団体の目的

団体の意思決定の機関及びその決定の方法

構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

ｂ　基準

代表者の選任の手続を明らかにしていること

農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること

団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと

構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること

会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと

②　一元的に経理を行っていること

③　原則として５年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること

④　農用地の利用の集積の目標を定めていること

⑤　主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

(ｲ) 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

キ　集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、地域計画農業者等並びにアの(ｱ)及びイからオまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、カの(ｱ)の①のａに掲げる事項及びｂに掲げる基準に従った規約を有しているもの

(3) 共同利用事業向け資金

共同利用事業向け資金の貸付対象者は、次に掲げる者とする。

ア　農業協同組合

次に掲げる要件を全て満たす農業協同組合とする。

(ｱ)　法令違反や不祥事がないこと。

(ｲ)　国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会(農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)附則第 19 条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。)による監査で重大な指摘を受けていないこと。

(ｳ)　農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

(ｴ)　営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。

(ｵ)　信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。

(ｶ)　全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

(ｷ)　組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

イ 農業協同組合連合会

アの(ｱ)から(ｷ)までに掲げる要件を全て満たす農業協同組合連合会とする。

ウ 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの。

(ｱ)　農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行うものを除く。）

(ｲ)　農業共済組合及び農業共済組合連合会

(ｳ)　土地改良区及び土地改良区連合

(ｴ)　たばこ耕作組合

(ｵ)　農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会

がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

(ｶ)　農住組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

(ｷ)　農業振興一般社団法人等

農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち次の①又は②に掲げるもの以外に対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第２条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

①　農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が総社員の議決権の過半数を有する一般社団法人

②　農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が基本財産の額の過半を拠出している一般財団法人

(ｸ)　農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの

(ｹ)　農業振興事業を主たる事業として営む持分会社（会社法第 575 条第１項に規定する持分会社をいう。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が業務を執行する社員の過半を占めているもの

(ｺ)　法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他①に掲げる事項について②に掲げる基準に従った規約を有しているもの（（２）のカの(ｱ)及びキに該当するものを除く。）

①　事項

団体の目的

団体の意思決定の機関及びその決定の方法

構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

②　基準

代表者の選任の手続を明らかにしていること。

農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。

団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

２　融資機関

近代化資金の融資機関は、条例第３条の規定により群馬県知事（以下「知事」という。）と利子補給契約を締結した、農業協同組合（以下「農協」という。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫連合会及び信用協同組合連合会（以下「農林中金等」という。）並びに銀行、信用金庫及び信用協同組合（以下「銀行等」という。）とする。

第２　貸付条件

１　資金使途

(1) 高度化資金

高度化資金の使途は、次の資金とする。

ア　建構築物等取得等資金

畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地を含まない。以下同じ。)又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）

イ　果樹等植栽育成資金

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金

ウ　家畜購入育成資金

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

エ　小土地改良資金

事業費 2 億円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金

オ　長期運転資金

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金

(ｱ) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下同じ。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

(ｲ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

(ｳ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

(ｴ) 品種の転換を行うのに必要な資金

(ｵ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

(ｶ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

(ｷ) 地域計画農業者等（認定農業者又は集落営農組織に限る。）が、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として地域計画農業者等であって認定農業者の認定を受けた法人に参加するため若しくは農業者が構成員として地域計画農業者等であって集落営農組織に参加する（集落営農組織が法人化するときに限る。）ために必要な資金

(ｸ) 農業経営の改善の前提としての農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金

ただし、償還が困難となっている者の負債を除き、当該負債の債権者たる融資機関の同意が得られたものに限る。（以下「前向借換資金」という。）

(ｹ) (ｱ)から(ｸ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ　大臣特認資金（ア～オに掲げるもののほか、次に掲げる資金）

(ｱ) 農村給排水施設取得等資金

農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であるものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

(ｲ) 特定農家住宅資金

次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

①　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第６条第１項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条の過疎地域、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第４条第１項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

a　農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に規定する事業の実施に伴い移転すること。

b　その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として都道府県知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得すること。

c　自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）すること。

d　自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、都道府県知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。

②　①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

(ｳ) 水田養殖施設取得等資金

水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けにあっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね３分の２以上を占めている必要がある。

(ｴ) 農地等取得資金

農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金

(2) 一般資金

一般資金の使途は、次の資金とする。

ア　建構築物等取得等資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に必要な資金を除く。）

イ　果樹等植栽育成資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

ウ　家畜購入育成資金

エ　小土地改良資金

事業費 1,800 万円を超えない規模に限り、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。

オ　長期運転資金（第２の１の(1)のオの(ｲ)に掲げる資金の認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具の賃借権の取得に係る資金に限り、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金（第２の１の(1)のオの(ｷ)に掲げるものを除く。以下「法人化等資金」という。）を含み、前向借換資金を除く。また、貸付対象者は第２の１の(1)のオの(ｳ)から(ｵ)までに掲げる資金及び法人化等資金については認定農業者等及び集落営農組織等に、(ｶ)に掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に、(ｹ)に掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。）

カ　大臣特認資金（農地等取得資金を除く。）

(3) 共同利用事業向け資金

共同利用事業向け資金の使途は、次の資金とする。

ア　建構築物等取得等資金（復旧に必要な資金を除く。）

イ　果樹等植栽育成資金（果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

ウ　家畜購入育成資金

エ　小土地改良資金（事業費 1,800 万円を超えない規模に限り、復旧に必要な資金を除く。）

オ　大臣特認資金（水田養殖施設取得等資金に限る。）

カ　農村環境整備資金

診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設（以下「農村環境整備施設」という。）であって、診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健

康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設の改良、造成又は取得に要する資金

２　貸付限度額

(1) 高度化資金

高度化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

ア　次に掲げる地域計画農業者等に対する貸付けにあっては、７億円

（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）

(ｱ) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

(ｲ) (ｱ) に掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの(農業近代化資金貸付限度額・融資率の特例に関する承認申請書(別記様式第１号)に基づく。)

(ｳ) 集落営農組織

(ｴ) 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、第１の１の(1)のア～ウに掲げる者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、第１の１の(2)のカの(ｱ)の①のａに掲げる事項及びｂに掲げる基準に従った規約を有しているもの

イ　ア以外の者に対する貸付けにあっては、２億円

(2) 一般資金

一般資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

ア　第１の１の(2)のアからキまでに掲げる者で次に掲げるものに対する貸付けにあっては、２億円

(ｱ) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

(ｲ) (ｱ) に掲げる者のほか、農業者で、知事が表１の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの(農業近代化資金貸付限度額・融資率の特例に関する承認申請書(別記様式第１号)に基づく。)

(ｳ) 集落営農組織及び第１の１の(2)のキに掲げる農業を営む任意団体

イ　農業参入法人に対する貸付けにあっては、１億5,000万円

ウ　ア及びイ以外のものに対する貸付けにあっては、1,800万円

【表１】

経営部門	借入後の経営規模	
酪農	常時飼養頭数（成　牛）	15頭以上
肉用牛	〃　（肥育牛）	40頭以上
養豚（肥育）	〃	300頭以上
〃（繁殖）	〃　（雌　豚）	40頭以上
〃（一貫）	〃　（　〃　）	30頭以上
養鶏（採卵）	常時飼養羽数	5,000羽以上
〃（採肉）	〃	10,000羽以上
果樹園	樹園地面積	100アール以上
施設園芸	施設の実面積	20アール以上
養蚕	年間収繭量	2トン以上
きのこ類		
しいたけ	常時ほだ木所有本数	50,000本以上
なめこ、しめじ等	培養室、育成室、作業室等の施設の合計面積	150平方メートル以上
水稲	作付面積	300アール以上
麦類	作付面積	300アール以上
露地野菜	作付面積	300アール以上

工　芸　作　物	作付面積	300 アール以上

(3) 共同利用事業向け資金

共同利用事業向け資金の貸付限度額は、15 億円

（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）

3　償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間はそれぞれ次に定める年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

(1) 高度化資金

償還期限 20 年以内、据置期間 7 年以内

(2) 一般資金

ア 認定新規就農者

償還期限 17 年以内（小土地改良資金を含む場合は 18 年）

据置期間 5 年以内（果樹等植栽育成資金を含む場合は 7 年）

イ ア以外の者

償還期限 15 年以内

据置期間 3 年以内（果樹等植栽育成資金を含む場合及び認定農業者等の場合は 7 年）

(3) 共同利用事業向け資金

償還期限 15 年以内

（畜舎、果樹棚等(農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。)に係る建構築物等取得等資金又は農村環境整備資金を含む場合は 20 年）

据置期間 3 年以内（果樹等植栽育成資金を含む場合は 7 年）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 111 条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 132 号）第３条第１項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者(以下「東日本被災農業者」という。)にあっては、償還期限及び据置期間について、それぞれ３年間延長するものとする（ただし、令和９年３月 31 日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

（注）　利率を同じくする２種類以上の償還期限及び据置期間の異なる資金について同時に借り入れる場合（セット融資）については、加重平均方式により算出される数値の端数を切り上げた期限及び期間とすることができることとする。

なお、セット融資の償還期限等の算定については、群馬県農業近代化資金等電算システム関係帳票作成要領第５の１の(12)に定めるところによる。

国からの事務連絡に基づき随時更新（数値は R8.11.18 現在）

4　利子補給率及び貸付利率等

近代化資金の利子補給率及び貸付利率は、次表のとおりとする。

施設の区分 資金の区分	個人施設		共同利用施設			
			農協が貸し付ける場合		農協以外の融資機関が貸し付ける場合	
	利子補給率 %	貸付利率 %	利子補給率 %	貸付利率 %	利子補給率 %	貸付利率 %
小土地改良資金以外の資金	1.25	3.20	1.25	3.20	0.40	3.20
小土地改良資金	1.25	3.20	1.25	3.20	0.40	3.20

5　融資率

近代化資金の融資率は、次のとおりとする。

(1) 高度化資金の融資率は、事業費の 100 分の 100 以内とする。

ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得に要する経費の額の 100 分の 80 以内とする。

(2) 一般資金の融資率は、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の 100 分の 80 以内とする。

ただし、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が 100 分の 80 を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは 100 分の 90 以内とする。

(3) (2)にかかわらず資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合は、100 分の 90 以内(農業近代化資金貸付限度額・融資率の特例に関する承認申請書(別記様式第 1 号)に基づく。)とする。

ただし、第２の２の(2)のアの(イ)の表 1 に掲げる規模を有する者であり、かつ、融資残の自己資金の調達が困難又は運転資金の調達が充分でないと認められる場合に限る。

(4) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合等(農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。)の融資率は、(2)及び(3)にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

(5) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(2)及び(3)にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が 3,600 万円に達するまでに限り適用するものとする。

(6) 共同利用事業向け資金の融資率は、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の 100 分の 80 以内とする。

ただし、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が 100 分の 80 を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは 100 分の 90 以内とする。

(7) (6)にかかわらず資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合

は、100 分の 90 以内(農業近代化資金貸付限度額・融資率の特例に関する承認申請書(別記様式第 1 号)に基づく。)とする。

6　償還方法等

(1) 各年１回の元金均等償還とする。

償還額の単位は千円とし、貸付額が償還回数で割り切れないときは、その端数を初回償還額に加えて２回以降は均等額とする。

(2) 償還日は借入者の利便を考慮し、５月 31 日、８月 31 日又は 11 月 30 日のうちいずれか一の償還日を選定する。

(3) 貸付金の一部を繰り上げて償還する場合の単位は千円とし、その償還金の充当方法は約定償還の最終年次分から順次充当する。

(4) 借入者は、次回返済予定の約定償還額の一部を償還日以前に内入れすることができる。この場合、単位は千円とし、回数は１月１日から６月 30 日及び７月１日から 12 月 31 日の期間にそれぞれ２回までとする。

(5) 融資機関は、延滞金（元金）の受入れについても千円単位で行うものとする。

7　その他

(1) 貸付金の単位は、千円単位とし、一件当たりの最低限度額は 10 万円とする。

(2) 利子補給承認前の事業着工は、禁止とする。

ただし、天災等やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

その場合は、借入希望者は、借入申込書の提出時に融資機関を経由して利子補給承認前着工届（別記様式第 25 号）を知事に提出することとする。

なお、利子補給が認められなかった場合の責任は借入希望者の自己責任となる。

(3) 貸付金は、利子補給承認された事業目的の支払いに充てるものとし、また、貸付金により取得した施設、機械等（以下「施設等」という。）については、その目的に従って使用するものとする。

ただし、以下のものに対して施設等を貸し付ける場合については、この限りでない。

ア　農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業生産法人（集落営農型に限る。）であり、かつ、「水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成 20 年２月 20 日付け 19 経営第 6631 号農林水産省経営局長通知）」の水田経営所得安定対策の対象となる者

イ　農業経営基盤強化促進法第 23 条第４項に規定する特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件(注)を満たす組織であり、かつ、「水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成 20 年２月 20 日付け 19 経営第 6631 号農林水産省経営局長通知）」の水田経営所得安定対策の対象となるもの

(注)「特定農業団体と同様の要件」とは、特定農業団体が満たすこととされている以下の要件とする。

(ｱ) 地域の農用地の２／３以上の利用の集積を目標とすること

(ｲ) 組織の規約を作成すること

(ｳ) 共同販売に係る経理を行っていること

(ｴ) 中心となる者の農業所得の目標を定めること

(ｵ) 農地所有適格法人化計画を有すること

このうち、(ｱ)の２／３については、経過措置として、当分の間、地域の生産調整面積の過半を受託する組織に限り、１／２とする。

(4) 同一の貸付対象に対しては、近代化資金と他の制度資金との協調融資は行わないものとする。ただし、他に定めのある場合においては、この限りでない。

(5) 第２の４に規定する貸付利率を引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を 2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成 28 年１月 20 日付け 27 経営第 2598 号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第３　借入申込手続

１　高度化資金及び一般資金

県基本要綱第３の規定により借入手続き等を進め、融資審査等を経て、借入申込書（県基本要綱別紙４）に別表（借入申込書添付書類一覧表）に掲げる書類及び融資機関が必要とする書類を添えて融資機関へ提出する。群馬県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による債務保証を希望する場合は、県基本要綱第３の２の(1)の経営改善資金計画書の提出時に、正式な借入申込書兼債務保証委託申込書（県基本要綱別紙５）の提出を求めることとする。

ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金に掲げる資金を借り入れる場合については、次の２の規定によることとする。

２　共同利用事業向け資金

借入希望者は、借入申込書（別記様式第２号）に別表（借入申込書添付書類一覧表）に掲げる書類及び融資機関が必要とする書類を添えて、融資機関へ提出する。

（基金協会による債務保証を希望する場合は、別途、基金協会あて債務保証委託申込を行うこと。）

３　農協又は銀行等が貸付けを行う場合

(1) 農協又は銀行等は、毎月、１又は２の借入申込みを受けるものとし、その時期及び農業事務所への利子補給承認申請時期、これに対する農業事務所の利子補給承認時期等は、原則として次表のとおりとする。

	農協の借入申込書受付時期	農業事務所への利子補給承認申請書提出時期	農業事務所の利子補給承認時期
１の借入申込み	毎月５日	毎月 10 日	毎月 20 日
２の借入申込み	毎月１日		

(2) 農協又は銀行等は、１の借入申込みを受けたときは、貸付けを適当と認めるものについて農業近代化資金・総合農政利子負担軽減制度利子補給承認申請書（別記様式第３号。以下「承認申請書」という。）１部に借入申込書（添付書類を含む。以下同じ。）の写しを各１部添えて農業事務所へ提出する。

(3) 農協又は銀行等は、２の借入申込みを受けたときは、その内容を審査し、市町村の意見を聞き、また必要に応じて市町村農業委員会、農業事務所及び農林中金等の意見を聞き、貸付けを

適当と認めるものについて承認申請書１部に借入申込書の写し及び審査概況表（別記様式第４号）を各１部添えて農業事務所へ提出する。

４　農林中金等が貸付けを行う場合

(1) 農林中金等は、随時、１又は２の借入申込みを受けるものとする。

(2) 前項の借入申込書受理以降の手続きについては、３の(2)又は(3)の規定を準用する。この場合において同項中「農協」とあるのは「農林中金等」と、「農業事務所」とあるのは「農業構造政策課」と読み替える。

５　債権保全措置

(1) 近代化資金に係る債権保全措置は、県基本要綱第３の６の規定によることとし、融資機関、基金協会及び借入希望者の十分な協議により適切な措置が講じられるよう努めること。

(2) 農協及び農林中金等は、基金協会の債務保証を受けて貸し付けようとするときは、借入申込者から提出された債務保証委託書に意見を附し、基金協会が必要とする書類を添えて基金協会へ提出する。

なお、３の(2)又は(3)による申請と並行的に事務を進め、円滑な資金の貸付に努めるものとする。

(3) 基金協会は、前項により提出された債務保証委託書等について、審査の上、保証の決定をし、融資機関及び借入申込者にその旨を通知するものとする。

６　第２の２の(1)及び(3)の規定により農林水産大臣の承認を要するものの借入申込手続は、事案に応じて別途指示する。

第４　利子補給申請の承認

１　農協又は銀行等に対する承認

(1) 農業事務所は、第３の３による承認申請書等を受理したときは、申請内容を審査のうえ利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を農協又は銀行等へ通知する。

また、承認又は不承認の通知の写しを市町村及び必要に応じて基金協会へそれぞれ送付する。

(2) 農協又は銀行等は、前項の通知を受けたときは、借入申込者に対してその旨を連絡するものとする。

(3) 農業事務所は、承認データを県利子補給データファイルに入力する。

２　農林中金等に対する承認

(1) 農業構造政策課は、第３の４による承認申請書等を受理したときは、申請内容を審査のうえ利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を農林中金等へ通知する。

また、承認又は不承認の通知の写しを市町村及び必要に応じて基金協会へ送付する。

(2) 農林中金等は、前項の通知を受けたときは、借入申込者に対してその旨を連絡するものとする。

(3) 農業構造政策課は、承認データを県利子補給データファイルに入力する。

３　変更承認（貸付実行後については変更はできない。）

(1) 農協又は銀行等は、１による利子補給の承認を受けた後、次に掲げる事由に該当するときは、

利子補給承認変更申請書（別記様式第３号の２。以下「変更申請書」という。）を農業事務所へ提出する。

ア　金利変動その他の理由により貸付利率又は利子補給率を変更するとき。

イ　償還期限を延長するとき。（ただし、第２の３に定める償還期限を越えることはできない。）

(2) 農林中金等は、２による利子補給の承認を受けた後、(1)のア又はイに掲げる事由に該当するときは、変更申請書を農業構造政策課へ提出する。

(3) 農業事務所又は農業構造政策課は、(1)又は(2)の変更申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ変更の承認又は不承認を決定し、その旨を融資機関へ通知する。

また、承認又は不承認の通知の写しを農業構造政策課、市町村及び必要に応じて基金協会へそれぞれ送付する。

(4) 融資機関は、前項の通知を受けたときは、借入申込者に対してその旨を連絡するものとする。

４　申請内容の変更に伴うデータ修正

(1) 農協又は銀行等は、１による利子補給の承認を受けた後、３の(1)のア及びイに掲げる事由以外の申請内容について変更が生じたときは、利子補給申請内容変更届（別記様式第３号の３。以下「変更届」という。）を農業事務所へ提出する。

(2) 農林中金等は、２による利子補給の承認を受けた後、貸付利率、利子補給率又は償還期限以外の申請内容（ただし、貸付予定額は除く。）について変更が生じたときは、変更届を農業構造政策課へ提出する。

(3) 農業事務所は、(1)の変更届を受理したときは、届出の内容を確認のうえ農業構造政策課に対して承認データの修正依頼を行うものとする。

また、変更内容を市町村及び必要に応じて基金協会へそれぞれ通知する。

５　承認の辞退

(1) 農協又は銀行等は、１による利子補給の承認を受けた後、貸付実行前にその承認を辞退するときは、利子補給承認辞退届（別記様式第３号の４。以下「辞退届」という。）を農業事務所へ提出し、農業事務所は内容を確認後、農業構造政策課に提出する。

(2) 農林中金等は、２による利子補給の承認を受けた後、貸付実行前にその承認を辞退するときは、辞退届を農業構造政策課へ提出する。

(3) 農業構造政策課は、(1)又は(2)の辞退届を受理したときは、その写しを市町村及び必要に応じて基金協会へそれぞれ送付し、県利子補給データファイルに入力した承認データを削除する。

第５　貸付実行

１　融資機関は、第４による承認後６カ月以内で借入申込者が資金を必要とする時期に貸付けを実行するものとする。

また、やむを得ない事情により６カ月以内に貸付けの実行が困難な場合は、あらかじめ農業近代化資金貸付実行期限延期承認申請書（別記様式第５号）により知事の承認を得なければならない。ただし、第４による承認から原則として１年を超えることはできない。しかし、やむを得ない事情があると認められる場合は、６カ月のときと同様の手続きにより知事は予算の範囲内で認めることができる。

2　貸付けは、利子補給の承認を受けた１件ごとに一括貸付とする。

ただし、融資機関は、必要に応じて留保金勘定を使用できることとし、その場合、資金の出し入れについて明らかとなる書類を作成し保管するものとする。

3　貸付金の目的外使用を防ぐため、融資機関は貸付金を借入者の預貯金口座（営農活動用以外の預貯金口座とする。）へ振り替えるとともに、事業費の支払状況を明らかにするため、借入者は当該事業に要する自己負担資金についても当該預貯金口座に預け入れておき、原則として口座振替の方法により必要経費の支払いを行うものとする。

なお、現金支払が商慣習となっている場合その他やむを得ず現金支払を要する場合には、借入者は必要経費の納品書又は請求書等を融資機関へ提示して所要額の払出しを受けるものとする。

4　融資機関は、貸付金が借入者の口座に滞留しないよう努めるものとする。

5　融資機関は、貸付けを実行したときは、１カ月分をとりまとめ翌月１０日までに農業近代化資金等貸付実行報告ぐんま電子申請受付システムに入力するものとする。入力する際には当該貸付けに係る償還計画が分かる資料を添付する。

第６　事業計画の変更

1　借入者は、貸付金に係る事業計画について次の各号のいずれかに該当するときは、農業近代化資金事業計画変更願（別記様式第８号。以下「変更願」という。）を融資機関へ提出するものとする。

ただし、貸付対象となった施設等の種類の変更及び貸付金の増額変更は認めないものとする。

(1) 貸付対象事業費が 30 パーセント以上増減するとき。

(2) 貸付対象事業の規模が 30 パーセント以上増減するとき。

(3) その他事業計画を著しく変更しようとするとき。

2　融資機関は、借入者から変更願を受理したときは、その内容を審査しやむを得ないと認めるものについて農業近代化資金事業計画変更承認申請書（別記様式第９号。以下「計画変更承認申請書」という。）１部に変更願の写し１部を添えて、農協及び銀行等にあっては農業事務所へ、農林中金等にあっては農業構造政策課へ提出するものとする。

3　農業事務所又は農業構造政策課は、前項の計画変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ承認又は不承認を決定し、その旨を融資機関へ通知する。

また、承認又は不承認の通知の写しを市町村及び基金協会へ送付する。

4　融資機関は、前項の通知を受けたときは、借入者に対してその旨を連絡するものとする。

第７　事業完了の報告

1　借入者は、資金の貸付けを受けた日から１年以内に事業を完了しなければならないものとし、事業が完了したときは遅滞なく農業近代化資金事業完了届（別記様式第 10 号。以下「完了届」という。）に納品書、請求書及び領収書（又は支払いを証する書類）の原本又はその写しを添えて融資機関へ提出するものとする。

2　融資機関は、前項の完了届を受理したときは１カ月以内に実地調査を行い事業を確認するとともに、目的外使用又は融資率を超えるもの（ただし、第２の５の(2)及び(6)のただし書きによるものを除く。）については、その全部又は一部について直ちに繰上償還をさせるものとする。

3　融資機関は、前項実地調査の内容を付した完了届を５年間整理保管するものとし、知事が調査する際提示しなければならない。

4　借入者は、資金の借入れによって実施した事業につき国又は地方公共団体等の補助金の交付を受けたときは、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合、超えた金額相当額を直ちに繰上償還しなければならない。

第８　利子補給

1　利子補給の割合

知事は、条例第３条に基づく融資機関との利子補給契約書（別記様式第 24 号）第６条に定める割合により当該融資機関に対して利子補給を行うものとする。

2　利子補給金の請求及び交付

(1) 融資機関は、貸付金について次に掲げるアからオに該当するものがある場合は所定の事項を記載した農業近代化資金・総合農政利子負担軽減制度特例償還等報告書（別記様式第 11 号。以下「特例償還等報告書」という。）を作成し、翌月１０日までに、農業構造政策課へ１部送付するものとする。

ア　繰上償還があったもの

イ　内入償還があったもの

ウ　期限の利益を喪失させたもの

エ　延滞金の償還があったもの

オ　月内に発生した延滞金が月末までに償還されないもの

(2) 農業構造政策課は、前項の特例償還等報告書を受理したときは県利子補給データファイルの修正を行うものとする。

(3) 農業構造政策課は、農業近代化資金利子補給金請求書（別記様式第 12 号）、農業近代化資金利子補給金計算書（別記様式第 13 号）及び農業近代化資金融資残高異動報告書（別記様式第 14 号）（以下「利子補給金請求書等」という。）を各々２部作成し、上期分については７月 18 日までに、下期分については翌年１月 18 日までに、それぞれ融資機関へ送付するものとする。

(4) 融資機関は、前項の利子補給金請求書等を受理したときは、その内容を当該融資機関所有の資料と照合審査し、誤りがない場合は各々１部を上期分については７月末日までに、下期分については翌年１月末日までに、農協及び銀行等にあっては農業事務所へ、農林中金等にあっては農業構造政策課へ提出するものとする。

(5) 農業事務所又は農業構造政策課は、前項の利子補給金請求書等を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付する。

ただし、調査のために特に日時を要するときはこの限りではない。

第９　利子補給の打ち切り等

知事は、融資機関又は当該融資機関から近代化資金を借り受けた者が次に掲げる事項に該当することとなったときは、融資機関に交付すべき利子補給金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

ただし、第２の７の(3)のただし書きア又はイに該当する場合には、利子補給は打ち切らないものとする。

(1) 条例又はこの要領に定める事項に違反したとき

(2) 貸付金を借入目的以外に使用したとき

(3) 貸付金により取得した施設等を借入に係る事業目的以外に使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき

(4) 農業経営を中止したとき

第 10　貸付条件の緩和措置

１　支払猶予等の該当要件

支払猶予は、次の(1)に規定する災害等の内容に起因して、(2)の認定基準により償還が著しく困難であると認定された場合に限って行う。

(1) 災害等の内容

ア　暴風雨、豪雨、地震、降雪、低温、降霜、降ひょう、冷害、干害等の災害（以下「天災」という。）

イ　火災、盗難等（事業の失敗などは該当しない。）

ウ　借受者（共同の場合は、その受益構成員）又は、その者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(2) 償還が著しく困難であることの認定基準

ア　天災の場合は、次の要件を満たすものであること。

(ｱ) 当該天災による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年の３割以上であること。

(ｲ) 当該減収による損失額が平年の農業総収入額の１割以上であること。

イ　天災以外の場合は、償還が著しく困難であるとの判断に至ったもののみ、具体的事例について個々に認定する。

２　支払猶予等の取扱い

(1) 支払猶予等の方法及び期間

支払猶予等は、次に掲げる方法により行うものとし、期間は１年以内とする。

ただし、原則として、第２の３に定める償還期限及び据置期間を超えることはできない。

ア　償還期限の延長（約定の償還期限を延長すること。）

イ　据置期間の延長（約定の据置期間に引き続いて据置期間を延長すること。）

ウ　中間据置の設定（償還に入った後、元本の償還を据え置くこと。）

エ　償還金額の一部繰下げ（約定（償還日及び据置期間）が法令期限一杯に設定されている場合にあっては、償還金額の一部を次年度以降に繰り延べて設定すること。）

なお、上記アからエの方法でも償還が著しく困難であるとの判断に至ったものについては、第２の３に定める償還期限及び据置期間を超えることができる。

(2) 支払猶予限度額

償還が困難と認められた最小限の額とし、支払猶予等すべき事由が発生した時点以後に償還

期日の到来する償還金の全部又は一部の額とする。

(3) 償還計画の変更

(1)のただし書きまたはエにより、償還期限の延長ができない場合の貸付残額に対する償還金は猶予以後の償還計画を変更するものとし、約定償還額を均等にする。

(4) 延滞中の償還金の取扱い

支払猶予等すべき事由の発生した時点以前に償還期日の到来した償還金で延滞中のものについては、適用しないものとする。

(5) 利子補給の取扱い

支払猶予に伴う利子補給については、第２の３に定める償還期限までとし、打切日は償還日と一致させる。

3　承認申請手続

(1) 貸付条件の緩和を受けようとする者は、農業近代化資金・総合農政利子負担軽減制度貸付条件（支払猶予）変更理由書（別記様式第 21 号。以下「変更理由書」という。）を１部融資機関へ提出するものとする。

(2) 融資機関は、前項の変更理由書を受理したときは、その内容を審査し、市町村の意見を聞き、貸付条件の緩和を必要と認めるものについて、農業近代化資金・総合農政利子負担軽減制度貸付条件変更承認申請書（別記様式第 22 号。以下「変更承認申請書」という。）１部に変更理由書の写し１部を添えて、農協及び銀行等にあっては農業事務所へ、農林中金等にあっては農業構造政策課へ提出するものとする。

(3) 農業事務所又は農業構造政策課は、前項の変更承認申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ貸付条件の緩和の承認又は不承認を決定し、その旨を融資機関に通知する。

また、承認又は不承認の通知の写しを市町村及び基金協会へ送付する。

4　承認後の事務処理

(1) 融資機関は、前項の通知を受けたときは、当該申請者に対してその旨を連絡するものとする。

なお、当該申請者に対しては、金銭消費貸借変更契約証書を徴する等所定の手続きを行うものとする。

(2) 農業事務所は、利子補給変更承認の結果を主務課に報告するものとする。

5　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限到来に係る措置

(1) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）の期限到来後においても、同法施行時と同様の支払猶予をすることが適当であると認められる場合については、１の規定に関わらず支払猶予をすることができる。

(2) (1)により支払猶予をする場合については、３の(1)の手続きにおいて別記様式第 21-1 号又は 21-2 号を使用する。

第 11　その他

1　融資機関は、必要ある時は借入者から報告を求め、又は実地に調査して資金の適正な管理にあたるとともに、借入者に対して適切な指導助言を行うものとする。

2　東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第１の２に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）を行う場合、平成 23 年３月 11 日から令和 13 年３月 31 日までの間に作成される消費貸借に関する契約書については、印紙税を課さないこととされている。

附　則

第 10 の５については、令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで、その効力を有する。

附　則

この要領は、平成 23 年５月２日以降利子補給承認に係る貸付金から適用するが、第２の３後段のただし書き及び第 11 の２については、平成 23 年３月 11 日から適用する。平成 23 年５月１日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和４年９月 20 日以降利子補給承認に係る貸付金から適用し、令和４年９月 19 日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和５年５月３１日以降利子補給承認に係る貸付金から適用し、令和５年５月３０日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和５年９月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日以降利子補給承認に係る貸付金から適用し、令和６年３月３１日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和７年３月２１日から適用する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日以降利子補給承認に係る貸付金から適用し、令和７年３月３１日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から適用する。

附　則

1　この要領は、令和８年 11 月１日から適用する。

2　令和８年 11 月１日以前に利子補給承認が行われた農業近代化資金については、なお従前の例による。ただし、この通知の施行の際現に農業近代化資金の残高を有する者についての貸付限度額については、この通知による改正後の農業経営高度化資金の貸付対象者の条件を満たす者については、農業経営高度化資金の貸付けを受けたものとみなし、一般資金の貸付対象者の条件を満たす者については、一般資金の貸付けを受けたものとみなし、共同利用事業向け資金の貸付対象者の条件を満たす者については、共同利用事業向け資金の貸付けを受けたものとみなし、現に有する貸付残高については、この通知による改正後の農業近代化資金の貸付残高とみなす。

別表

借 入 申 込 書 添 付 書 類 一 覧 表

区分	添　　付　　書　　類
共通	1　経営改善資金計画書(写)（県基本要綱別紙１）（高度化資金・一般資金の場合） 2　設計書（図面を含む。）又はカタログ及び見積書 3　地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等に対する農業近代化資金の借入れに関する証明書（農業経営高度化資金を借り入れる場合）（別記様式第 26 号） 4　農業経営改善計画書(写)、同計画認定証(写)及び経営改善資金計画認定通知書(写)（認定農業者向け資金を借り入れる場合） 5　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律による持続性の高い農業生産方式導入計画認定申請書（写）、同計画認定書（写）（エコファーマーが資金を借り入れる場合） 6　認定新規就農者が認定就農計画に従って同法第 14 条の４第２項第３号の措置を行う場合は、就農計画認定申請書(写)、同計画認定書（写） 7　他の法令等により許可等を要するものについては、許可書等(写)又は申請中のものにあっては申請書(写) 8　その他知事が別に示すもの
個人	1　特定農家住宅資金を農業後継者が婚姻のため借り入れる場合にあっては、婚約証明書又は婚姻を証する書類
法人等・農協等	1　収支計画書（別記様式第 19 号）（共同利用事業向け資金の場合） 2　団体の概要（別記様式第 20 号）（共同利用事業向け資金の場合） 3　定款、規約又はこれに準じるもの 4　最近年度の業務報告書又はこれに準じるもの 5　最近時の試算表 6　本事業実施に係る総会又は理事会等の議事録抄本 7　補助残融資に係るものについては、補助事業計画書(写)